

「携帯用魔法瓶」意匠権侵害差止等請求事件：大阪地裁平成 23(ワ)9600・平成 24 年 6 月 21 日（21 民部）判決＜請求棄却＞

### 【キーワード】

意匠法 24 条 2 項，意匠の類似，印象・美感の相違，公知意匠，意匠の類似的範囲

### 【事案の概要】

本件は，後記本件意匠権を有する原告が，被告に対し，被告の別紙物件目録記載の携帯用魔法瓶（以下「被告製品」という。）の製造・販売等は，本件意匠権を侵害すると主張して，本件意匠権に基づき，被告製品の製造・販売等の差止めを求めると共に，本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償として 5 2 5 0 万円及びこれに対する不法行為の後である平成 2 3 年 7 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

#### 1 判断の基礎となる事実

以下の事実は，当事者間に争いがない。

#### (1) 本件意匠権

原告は，次の意匠権（以下「本件意匠権」といい，その登録意匠を「本件意匠」という。）を有している。

登録番号	第 1 3 6 3 5 6 6 号
出願日	平成 1 9 年 4 月 2 5 日
登録日	平成 2 1 年 5 月 2 9 日
意匠に係る物品	携帯用魔法瓶
登録意匠	別紙本件意匠公報記載のとおり

#### (2) 関連意匠

原告（タイガー魔法品株式会社）は，本件意匠について，次の関連意匠（以下，登録番号順に「関連意匠 1」などという。）についても，意匠権を有している。

#### ア 関連意匠 1

登録番号	第 1 3 9 6 0 5 7 号
出願日	平成 2 1 年 6 月 1 5 日
登録日	平成 2 2 年 7 月 3 0 日
意匠に係る物品	携帯用魔法瓶
登録意匠	別紙関連意匠 1 公報記載のとおり

#### イ 関連意匠 2

登録番号	第 1 3 9 6 0 5 8 号
出願日	平成 2 1 年 6 月 1 5 日

登 録 日 平成 2 2 年 7 月 3 0 日  
意匠に係る物品 携帯用魔法瓶  
登 録 意 匠 別紙関連意匠 2 公報記載のとおり  
ウ 関連意匠 3  
登 録 番 号 第 1 3 9 6 0 5 9 号  
出 願 日 平成 2 1 年 6 月 1 6 日  
登 録 日 平成 2 2 年 7 月 3 0 日  
意匠に係る物品 携帯用魔法瓶  
登 録 意 匠 別紙関連意匠 3 公報記載のとおり

(3) 被告の行為

被告（株式会社たつみや）は，被告製品を製造し，販売し，販売のための展示をしている。

(4) 被告製品の構成

被告製品は携帯用魔法瓶であり，その構成は，別紙被告製品図面記載のとおりである（以下，被告製品に係る意匠を「被告意匠」という。）。

2 争点

- (1) 被告意匠は本件意匠に類似するか（争点 1）
- (2) 本件意匠は，意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるか（争点 2）
- (3) 原告の損害額（争点 3）

【判 断】

1 争点 1（被告意匠は本件意匠に類似するか）について

(1) 本件意匠の構成

ア 証拠（甲 2，乙 3）及び弁論の全趣旨によれば，本件意匠は，別紙本件意匠公報に記載のとおりであり，意匠に係る物品を「携帯用魔法瓶」とするもので，その構成態様は，次のとおりと認められる（なお，各項目のアルファベットは，上記当事者の主張に対応している。）。

(ア) 基本的構成態様

- A キャップと本体とから構成されている。
- B このキャップは本体の上部にあって，全体の略 6 分の 1 の高さで上乘せされている。
- F 平面の直径と全体の高さとの比率は略 1：2.3 である。

(イ) 具体的構成態様

- C キャップの下端と本体との間には，本体の上端がなだらかに縮径することによって形成される溝部が存在し，その幅はキャップの高さの略 5 分の 1 である。

D キャップの下端には周側面より突出した細帯環状の部分がある。

E 本体の下端寄りに横帯上の丸い膨らみを持たせ、その突出頂上に底面と平行に周回する細溝を設けてある。

イ 原告は、構成態様Eについて、関連意匠2、3には、同構成（本体の下端寄りに横帯上の丸い膨らみを持たせ、その突出頂上に横方向に周回する細溝を設けてある）をみることができないため、本件意匠の具体的構成態様に含めるのは相当でないと主張する。

しかしながら、関連意匠の構成は、本意匠の要部ないし類似する範囲を検討するに当たってしん酌し得るものではあるものの、本意匠の構成態様自体を画するものではないため、当該主張には明らかに理由がない。

## (2) 被告意匠の構成

証拠（乙4、5）及び弁論の全趣旨によれば、被告意匠は、携帯用魔法瓶であって、その構成態様は次のとおりと認められる（なお、各項目のアルファベットは上記当事者の主張に対応している。）。

### ア 基本的構成態様

a キャップと本体から構成されている。

b このキャップは本体の上部にあって、全体の略8分の1の高さで上乗せされている。

f 平面の直径と全体の高さとの比率は略1：3.6である。

### イ 具体的構成態様

c 被告製品のキャップの下端と本体との間には、両者の接合面が形成される。

d 被告製品のキャップの下端には周側面よりさほど突出しない細帯環状の部分がある。

e 本体の下部に底面と平行に周回する線状部分がある。

g 本体の飲み口の外周面を覆う別部材のキャップが付されている。

## (3) 本件意匠の要部について

### ア 要部について

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。

したがって、その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意が惹き付けられる部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。

### イ 需要者、使用態様について

本件意匠及び被告意匠は、いずれも携帯用魔法瓶に関するものであり、その需要者は一般消費者である。

同物品は、日常的に持ち運んで使用されることからすれば、需要者は、持ち運びの利便性に影響するその全体的な外観に着目するといえる（なお、これに含まれない本体の飲み口部についても、需要者は、携帯用魔法瓶を使用する際に一応着目するともいえるが、キャップをした際には人目に触れない部分であることからすれば、需要者が、全体的な外観以上に、特に当該部分に着目するとまでは認め難い。）。

#### ウ 公知意匠について

(ア) 証拠(乙1, 6, 11~16)によれば、携帯用魔法瓶において、全体的に円筒形で、本体とキャップによって構成される意匠は、本件意匠の出願以前に公然と知られていたことが認められる（もっとも、円筒形における底面の直径及び高さの比率、高さのうち本体とキャップの長さの比率は、公知意匠においても同様とはいえない。）。

(イ) 本件意匠の出願以前に公開されていた意匠公報(意匠登録651753号。乙11。以下「乙11公報」という。 )には、上記(ア)の構成態様を備える携帯用魔法瓶について、キャップの下端と本体との間に環状に切り込み部分のある形状(ただし、その形状は、本件意匠の構成態様Cのように「溝部」を構成するものではない。 )が開示されている。また、キャップの下端について、内側部材が周側面よりやや突出して細帯環状に現れる形状(その形状は、本件意匠の構成態様Dとほぼ同様である。 )が開示されている。

また、本件意匠の出願以前に公開されていた乙1号証の6ないし9の写真、乙11公報、意匠公報(意匠登録708969号。乙13。以下「乙13公報」という。 )には、上記(ア)の構成態様を備える携帯用魔法瓶について、本体の下端寄りに、底面と平行になるように環状の線が入った形状が開示されている。さらに、乙1号証の7ないし9の写真には、当該環状の線の入った部分が横帯状の丸い膨らみになっている形状(その形状は、本件意匠の構成態様Eとほぼ同様である。 )も開示されている。

#### エ 関連意匠について

本件意匠は構成態様C「キャップの下端と本体の間には、本体の上端がなだらかに縮径することによって形成される溝部が存在し、その幅はキャップの高さの略5分の1である」を備えるところ、関連意匠1ないし3のこれに対応する部分には、若干の切り込み部分(ただし、その幅は、被告意匠の接合面よりは大きいと認められる。 )があるにすぎないことが認められる(甲3~5)。

また、本件意匠は構成態様E「本体の下端寄りに横帯上の丸い膨らみを持たせ、その突出頂上に底面と平行に周回する細溝を設けてある」を備えるところ、関連意匠3のこれに対応する部分には、特段の膨らみや細溝の形状は

認められない(甲5)。

#### オ 本件意匠の要部

上記認定したところを総合して、本件意匠の要部について検討する。

携帯用魔法瓶において、需要者は、その全体的な外観に着目するといえるものの、全体の形状が円筒形で、本体とキャップとから構成された形状は、本件意匠の出願前に公然と知られていたものと認められる。

そして、上記の形状を備える携帯用魔法瓶において、キャップの下端と本体との間に環状に切り込み部分がある形状、キャップの下端について、内側部材が周側面よりやや突出して細帯環状に現れる形状、本体の下端寄りに、底面と平行になるように環状の線が入り、当該部分が横帯状の丸い膨らみになっている構造についても、本件意匠の出願前に公然と知られていたと認められる。

そうすると、本件意匠における上記ないしの形状の特徴自体は、本件意匠の要部を構成するものとはいえないというべきである(なお、上記ないしの形状は、独立して観察されることからすれば、これらの組み合わせ自体が要部を構成するということがいえない)。

したがって、本件意匠の要部は、上記各形状に係るより具体的な形状、すなわち、円筒形の底面の直径及び高さの割合、高さのうち本体とキャップの比率、キャップの下端の細帯環状の具体的な形状、キャップの下端と本体との間における環状の切り込み部分(溝部)の具体的な形状、本体の下端寄りの環状の線、横帯状の丸い膨らみの具体的な形状にあるというべきである。そして、上記エのとおり本件意匠と関連意匠との対比を考慮すると、これらのうち、関連意匠とも共通する上記を、類否判断に当たってより重視すべきであるといえる。

#### (4) 類否について

##### ア 本件意匠及び被告意匠の共通点及び差異点

###### (ア) 共通点

本件意匠と被告意匠が、全体の形状が円筒形で、本体とキャップとから構成された形状であることは共通する。

###### (イ) 差異点

###### a 全体の高さに占めるキャップの高さの割合

本件意匠は略6分の1であるのに対し、被告意匠は略8分の1である。

###### b 底面の直径と高さとの比率

本件意匠は1:2.3であるのに対し、被告意匠は1:3.6である。

###### c キャップと本体との間の形状

本件意匠は、キャップの高さの略5分の1の幅の溝部があるのに対し、被告意匠に溝部といえるものはなく、キャップと本体の接合面が存在する

のみである。

d キャップの下端の形状

本件意匠は、周側面より突出した細帯環状の部分があるのに対し、被告意匠は周側面よりさほど突出しない細帯環状の部分がある。

e 本体のやや底面よりの形状

本件意匠は、横帯上の丸い膨らみを持たせ、その突出頂上に横方向に周回する細溝を設けてあるのに対し、被告意匠は、底面と平行に周回する線状部分がある。

f 本体の飲み口部の形状

被告意匠は、外周面を覆う別部材のキャップが付されているのに対し、本件意匠にそのような形状はない。

イ 類否の判断について

(ア) 本件意匠と被告意匠には、上記ア(ア)の共通点があるが、この点为本件意匠の要部とならないことは、上記(3)のとおりである。

本件意匠と被告意匠には、上記ア(イ) aないし f の各差異点があるところ、このうち、aないし e の差異点は、上記(3)で認定した本件意匠の要部に関する差異点といえる。

そして、特に、全体の高さに占めるキャップの高さの割合(上記 a)、底面の直径と高さとの比率(上記 b)及び本体のやや底面よりの形状(上記 e)の差異によって、本件意匠は、全体的に底面積がより広く、立てて置いたときにより安定感のある印象を与えるのに対し、被告意匠は、全体的に底面積がより狭く、スリムな印象を与えるデザインとなっている。また、キャップと本体との間の形状(上記 c)、キャップの下端の形状(上記 d)、本体のやや底面よりの形状(上記 e)の差異によって、本件意匠は、高さ方向に沿って、比較的凹凸がある印象を受けるのに対し、被告意匠は、比較的直線的な印象を与えるデザインとなっている。

したがって、上記差異点は、被告意匠につき、全体として本件意匠とは異なる美感を生じさせるものといえることができる。

(イ) 原告は、被告意匠のスリム性は関連意匠3からも看取できると主張するところ、関連意匠3についても、全体の高さに占めるキャップの高さの割合、底面の直径と高さとの比率は、むしろ本件意匠に近いものと認められるのであって(甲5)、関連意匠3の存在により、本件意匠の類似範囲が被告意匠にまで及ぶということはいえない。

また、原告は、被告意匠の側面に凹凸部分がほとんどないことは、全体的にみたときに本件意匠と被告意匠とを全く異なるものと把握させるものではないと主張するが、携帯用魔法瓶の全体の外観のうち、全体の形状が円筒形で、本体とキャップとから構成された形状が公知であることからす

れば、それ以外の側面の凹凸部分も、需要者の注意を惹くというべきである。

(5) 小括

したがって、本件意匠と被告意匠とは、その美感を異にするものであって、類似しない。

2 結論

以上によれば、本件では、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．まず、本件判決に添付されている「物件目録」なるものの「別紙被告製品図面記載のステンレス真空マグボトル」は公開されていないので、残念ながら、具体的に対比して類否を論ずることはできない。したがって、本件については法律問題を論ずるだけにする。

2．本件は意匠権侵害事件であるが、本件意匠には関連意匠が3件付随しているから、ここに添付した関連意匠を参照して本件意匠の類似範囲を推測することになる。しかし、本件意匠との関係で言えば、関連意匠はその本意匠との間に共通の構成態様が表現されていることが必須の要件である。

これに対して、被告意匠は本件意匠らとの間に共通の構成態様を有するかどうか、類否判断をするときの決め手になるところ、その前に、本件意匠の範囲というものの、即ちその創作体をまず把握しておかなければならないことになる。換言すれば、本件意匠の創作の要部の把握である。

3．そこで、裁判所は、新設された意匠法24条2項を引用しているが、「その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意が惹き付けられる部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである」と説示する。

しかしながら、この説示は、法24条2項には規定されていない余分な要件である。即ち、物品の性質、用途、使用態様については、本件登録意匠に係る物品自体の属性のことを言っているから問題はないとしても、「公知意匠にない新規な創作部分の存否等」については、参酌すべきことを要求されているものではないから、この説示は規定の文理解釈から離れていることになる。

また、法24条2項には「意匠の要部」という用語や要件はなく、あるのは「視覚を通じての美感」だけである。しかも、美感の主体は、当業者や取引者

ではなく、一般消費者という需要者であるという。

しかしながら、消費者には、刊行物公知の意匠についての知識などはないし、また消費者の視覚を通じての美感の異同に際しては、登録意匠に公知の意匠部分がたとえ含まれていたとしても、消費者にとっては関係のない問題である。

ところが、本件登録意匠に対して公知意匠を参酌するということは、当該意匠の創作の要部を認定するためなのであり、それは正に創作者（当業者）の立場からの行為である。

4．ところで、裁判所は、新設されたこの規定の由来を熟慮することなく、勝手な要件を加えて消化不良のまま引用しているのである。

第1に、意匠の定義規定（意2条1項）に「美感」が登場しているのは、「物品の形状」が実用新案法の保護対象となっていることとの違いを明らかにするためであったという意匠法における美感の意義を考慮しないばかりか、法2条の定義規定ではなく法24条2項に規定したことは、そもそも立法上の誤りというべきである。

第2に、出願意匠の類否を判断する主体は、当業界の創作者であることは法3条1項柱書が規定しているのに、なぜ需要者が登場しなければならないのかわからない。意匠法の目的は、「意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する」ことにあるのに、なぜ商標法の目的にある需要者の利益の保護まで出てくるのか、裁判所はよく考えていないことになる。

5．しかも、裁判所は、本件登録意匠に対していくつかの刊行物公知の意匠を引用し参酌しているが、法24条2項にはそのような行為をしなければならないことを規定していないから、それは違法ということになる。

にもかかわらず、裁判所の考え方は理解できるから、そうであれば法24条2項の規定などは無視し、裁判所独自の考え方に基いて意匠の類否判断をすればよいのである。

即ち、本件登録意匠の要部の把握とは、その創作体の把握を意味するのだから、その場合には出願前公知の意匠をまわりに置いて、その創作体のいかに考えて把握することになるのである。そして、このような思考作業をすれば、正に意匠は創作であって、美感ではないし、まして商品の識別や混同の有無のために存在しているものではないことを理解することができるのである。

筆者は、この法律関係をこれまで何回も繰返して説明しているから、その矛盾を理解できないでいる人々のことを理解することができない。意匠の創作説は「説」ではなく、意匠の本質そのものを説いているのである。

〔牛木 理一〕



( 別 紙 )

物 件 目 録

別紙被告製品図面記載のステンレス真空マグボトル

- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)  
(45) 【発行日】平成21年6月29日(2009.6.29)  
(12) 【公報種別】意匠公報(S)  
(11) 【登録番号】意匠登録第1363566号(D1363566)  
(24) 【登録日】平成21年5月29日(2009.5.29)  
(54) 【意匠に係る物品】携帯用魔法瓶  
(52) 【意匠分類】C5-3150  
(51) 【国際意匠分類(参考)】07-01  
【Dターム】C5-3150A  
(21) 【出願番号】意願2007-111093(D2007-111093)  
(22) 【出願日】平成19年4月25日(2007.4.25)  
(72) 【創作者】

【氏名】渡辺 正弘

【住所又は居所】大阪府門真市速見町3番1号 タイガー魔法瓶株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】000003702

【氏名又は名称】タイガー魔法瓶株式会社

【住所又は居所】大阪府大阪市城東区蒲生2丁目1番9号

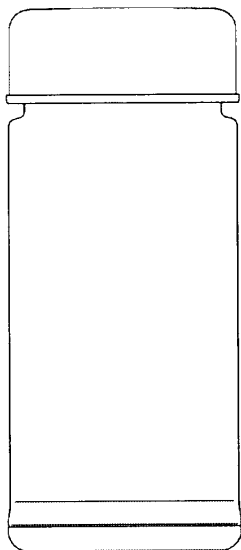
【審査官】斉藤 孝恵

(56) 【参考文献】意登924375 意登972671 モノ・マガジン、22号、25巻、(2006-12-16)、104頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA18027884) TAKEMOTO BOTTLES Customized Bottles & Custom Order Bottles、2頁、(特許庁意匠課公知資料番号HC18042387) 欧州共同体意匠公報、(2006-10-31)、000595525-0002、(特許庁意匠課公知資料番号HH18270537)

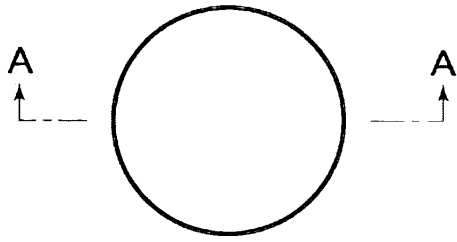
(55) 【意匠の説明】本願の左側面図、右側面図、背面図は全て正面図で表されるので省略する。

【図面】

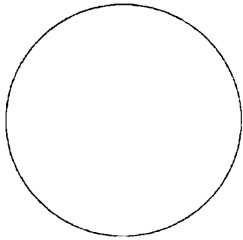
【正面図】



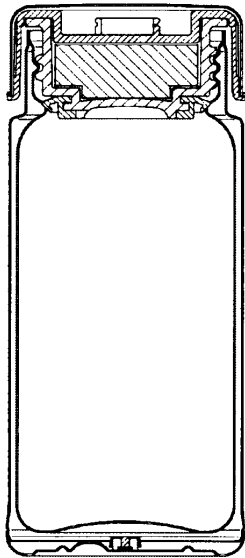
【平面図】



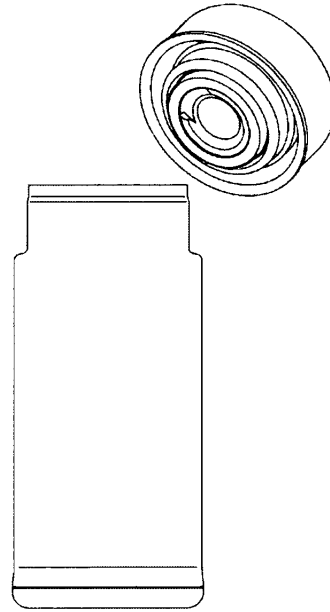
【底面図】



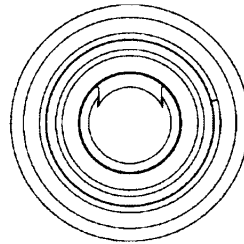
【A - A断面図】



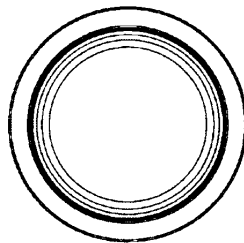
【蓋開状態の魔法瓶本体正面、蓋单品斜視参考図】



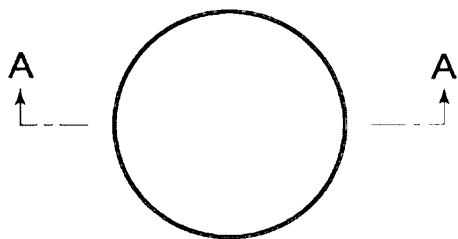
【蓋单品底面参考図】



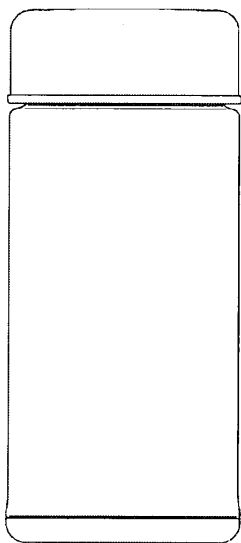
【魔法瓶本体单品平面参考図】



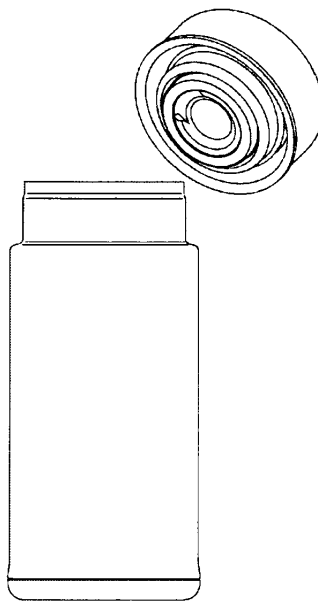
- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
- (45) 【発行日】平成22年8月30日(2010.8.30)
- (12) 【公報種別】意匠公報(S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1396057号(D1396057)
- (24) 【登録日】平成22年7月30日(2010.7.30)
- (54) 【意匠に係る物品】携帯用魔法瓶
- 【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1363566号(D1363566)
- 【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1396058号(D1396058)、意匠登録第1396059号(D1396059)
- (52) 【意匠分類】C5-3150
- (51) 【国際意匠分類(参考)】07-01
- 【Dターム】C5-3150A
- (21) 【出願番号】意願2009-13464(D2009-13464)
- (22) 【出願日】平成21年6月15日(2009.6.15)
- (72) 【創作者】
- 【氏名】渡辺 正弘
- 【住所又は居所】大阪府門真市速見町3番1号 タイガー魔法瓶株式会社内
- (73) 【意匠権者】
- 【識別番号】000003702
- 【氏名又は名称】タイガー魔法瓶株式会社
- 【住所又は居所】大阪府大阪市城東区蒲生二丁目1番9号
- 【審査官】温品 博康
- (56) 【参考文献】意登871604 意登972671 present、5号、69巻、(1994-5-31)、63頁、(特許庁意匠課公知資料番号HB06028700) TAKEMOTO BOTTLES Customized Bottles & Custom Order Bottles、2頁、(特許庁意匠課公知資料番号HC18042387)
- (55) 【意匠の説明】本願の左側面図、右側面図、背面図は全て正面図で表されるので省略する。
- 【図面】
- 【平面図】



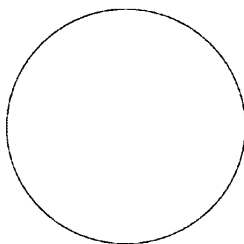
【正面図】



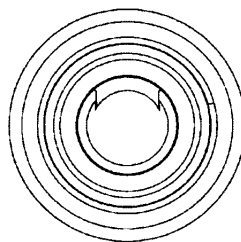
【蓋開状態の魔法瓶本体正面、蓋单品斜視参考図】



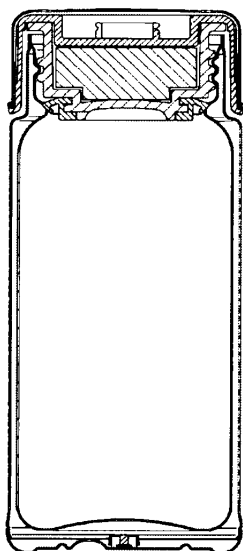
【底面図】



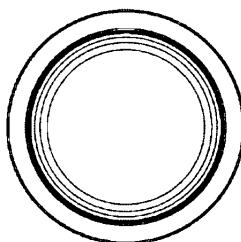
【蓋单品底面参考図】



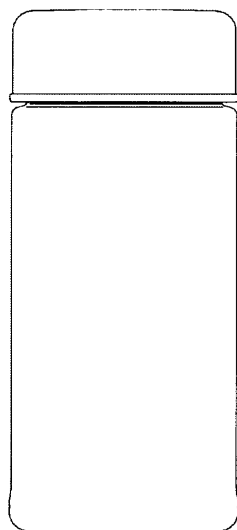
【A - A断面図】



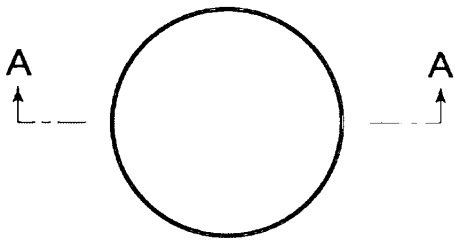
【魔法瓶本体单品平面参考図】



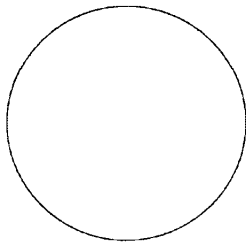
- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
- (45) 【発行日】平成22年8月30日(2010.8.30)
- (12) 【公報種別】意匠公報(S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1396058号(D1396058)
- (24) 【登録日】平成22年7月30日(2010.7.30)
- (54) 【意匠に係る物品】携帯用魔法瓶
- 【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1363566号(D1363566)
- 【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1396057号(D1396057)、意匠登録第1396059号(D1396059)
- (52) 【意匠分類】C5-3150
- (51) 【国際意匠分類(参考)】07-01
- 【Dターム】C5-3150A
- (21) 【出願番号】意願2009-13474(D2009-13474)
- (22) 【出願日】平成21年6月15日(2009.6.15)
- (72) 【創作者】
- 【氏名】渡辺 正弘
- 【住所又は居所】大阪府門真市速見町3番1号 タイガー魔法瓶株式会社内
- (73) 【意匠権者】
- 【識別番号】000003702
- 【氏名又は名称】タイガー魔法瓶株式会社
- 【住所又は居所】大阪府大阪市城東区蒲生二丁目1番9号
- 【審査官】温品 博康
- (56) 【参考文献】意登871604 意登972671 present、5号、69巻、(1994-5-31)、63頁、(特許庁意匠課公知資料番号HB06028700) TAKEMOTO BOTTLES Customized Bottles & Custom Order Bottles、2頁、(特許庁意匠課公知資料番号HC18042387)
- (55) 【意匠の説明】本願の左側面図、右側面図、背面図は全て正面図で表されるので省略する。
- 【図面】
- 【正面図】



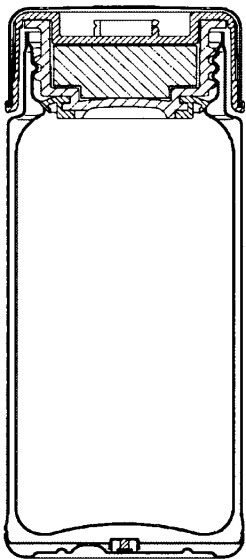
【平面図】



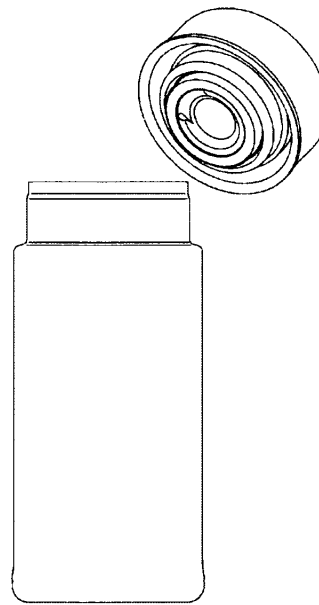
【底面図】



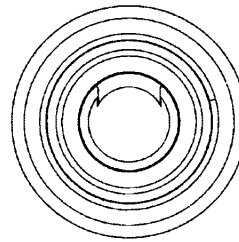
【A - A断面図】



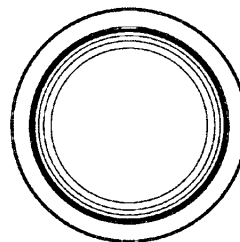
【蓋開状態の魔法瓶本体正面、蓋单品斜視参考図】



【蓋单品底面参考図】



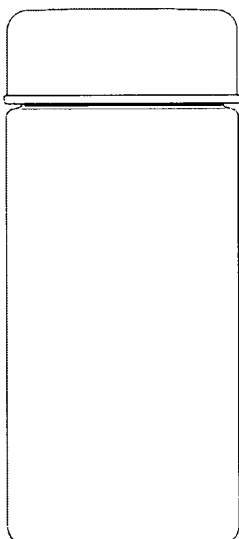
【魔法瓶本体单品平面参考図】



- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
- (45) 【発行日】平成22年8月30日(2010.8.30)
- (12) 【公報種別】意匠公報(S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1396059号(D1396059)
- (24) 【登録日】平成22年7月30日(2010.7.30)
- (54) 【意匠に係る物品】携帯用魔法瓶
- 【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1363566号(D1363566)
- 【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1396057号(D1396057)、意匠登録第1396058号(D1396058)
- (52) 【意匠分類】C5-3150
- (51) 【国際意匠分類(参考)】07-01
- 【Dターム】C5-3150A
- (21) 【出願番号】意願2009-13620(D2009-13620)
- (22) 【出願日】平成21年6月16日(2009.6.16)
- (72) 【創作者】
- 【氏名】渡辺 正弘
- 【住所又は居所】大阪府門真市速見町3番1号 タイガー魔法瓶株式会社内
- (73) 【意匠権者】
- 【識別番号】000003702
- 【氏名又は名称】タイガー魔法瓶株式会社
- 【住所又は居所】大阪府大阪市城東区蒲生二丁目1番9号
- 【審査官】温品 博康
- (56) 【参考文献】意登871604 意登972671 意登1363566 present、5号、69巻、(1994-5-31)、63頁、(特許庁意匠課公知資料番号HB06028700) TAKEMOTO BOTTLES Customized Bottles & Custom Order Bottles、2頁、(特許庁意匠課公知資料番号HC18042387)
- (55) 【意匠の説明】本願の左側面図、右側面図、背面図は全て正面図で表されるので省略する。

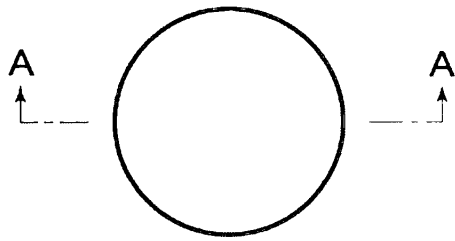
【図面】

【正面図】

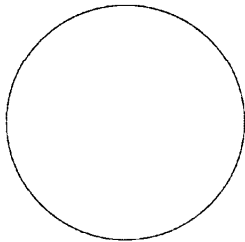




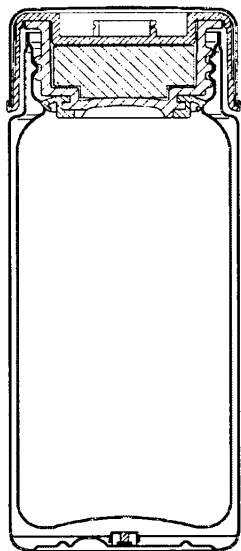
【平面図】



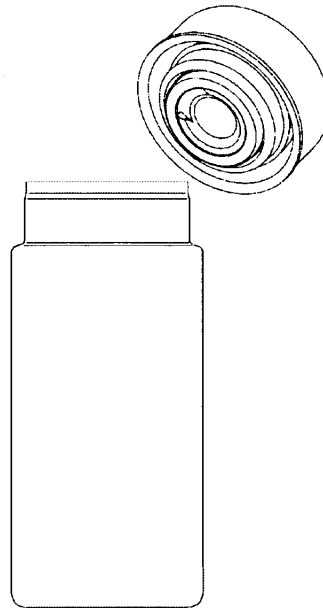
【底面図】



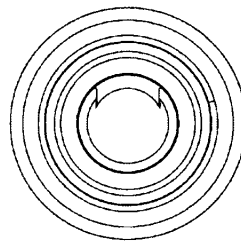
【A - A断面図】



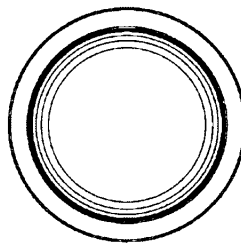
【蓋開状態の魔法瓶本体正面、蓋单品斜視参考図】



【蓋单品底面参考図】



【魔法瓶本体单品平面参考図】



[ 公 知 意 匠 1 ]

708969

意願 昭59-30000

出願 昭59(1984)7月17日

登録 昭62(1987)4月7日

創 作 者 古 森 敬 造

大阪市北区天満1丁目20番5号 象印マホービン株式  
会社内

意 匠 権 者 象印マホービン株式会  
社

大阪市北区天満1丁目20番5号

代 理 人 弁理士 藤田 時彦

外2名

審 査 官 遠 藤 京 子

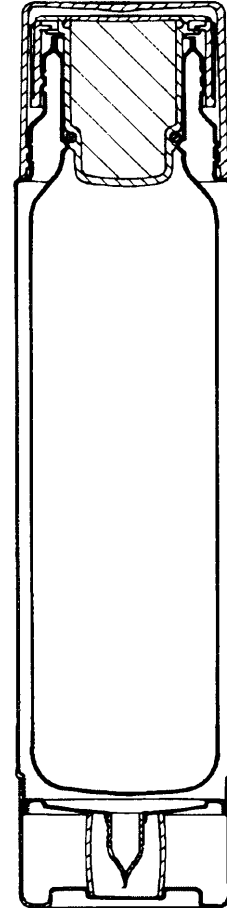
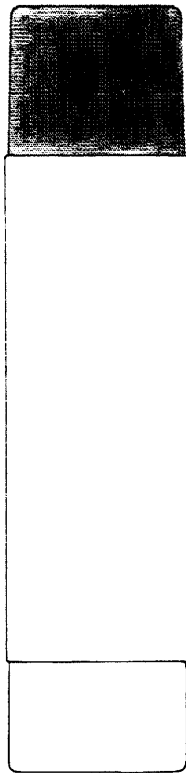
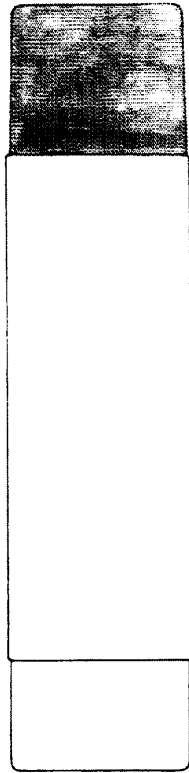
意匠に係る物品 携帯用魔法びん

説 明 背面図は正面図と、左側面図は右側面図と同一にあらわれる。

右側面図

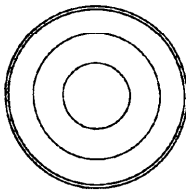
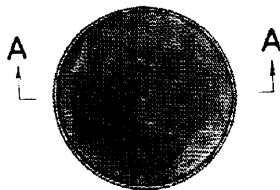
正面図

A-A線拡大断面図



平面図

底面図



[ 公 知 意 匠 2 ]

651753

意願 昭58-7356

出願 昭58(1983)2月24日

登録 昭60(1985)2月14日

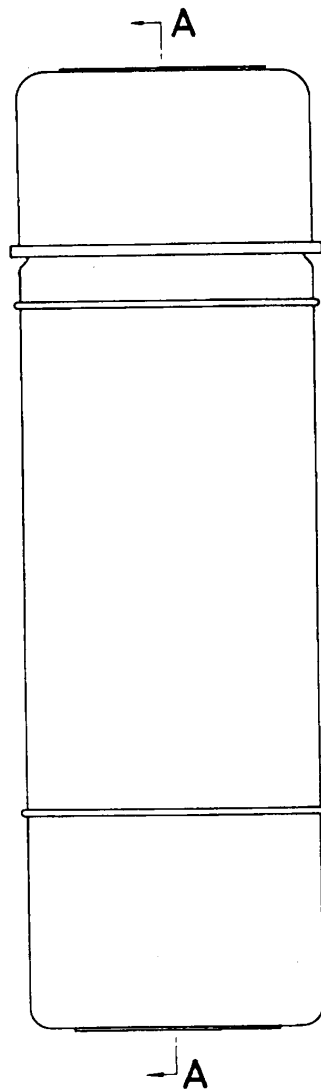
創 作 者 北 沢 章  
意 匠 権 者 日 本 酸 素 株 式 会 社  
代 理 人 弁 理 士 木 戸 伝 一 郎  
審 査 官 遠 藤 京 子

東京都江戸川区北小岩6-14-7  
東京都港区西新橋1丁目16番7号  
外1名

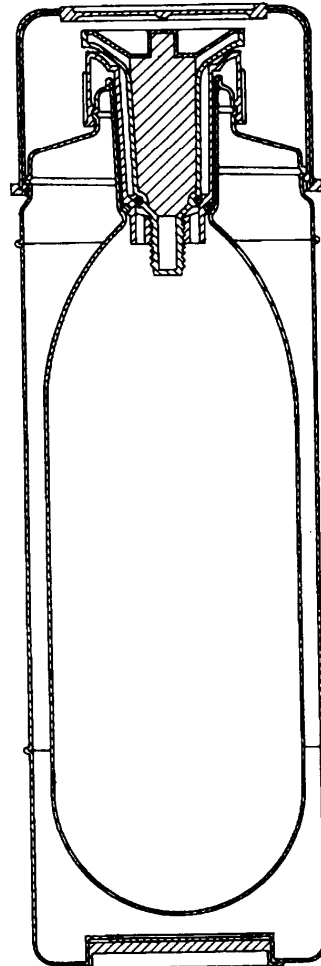
意匠に係る物品 魔法びん

説 明 背面図、左右側面図は正面図と同一にあらわれる。

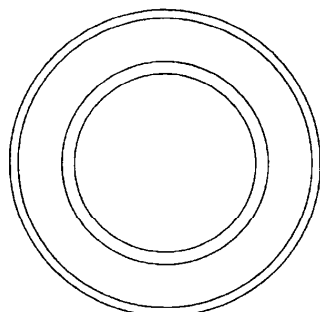
正 面 図



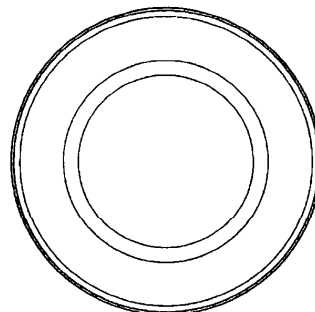
A-A 断 面 図



平面図



底面図



蓋を取り外した状態を示す参考斜視図

